

平成20年第4回朝日町議会定例会会議録(第3号)

平成20年9月17日(水曜日)午前10時00分開議

議事日程(第3号)

- 第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第52号から議案第56号まで及び請願・陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
 - 第 2 請願・陳情
(決定)
 - 第 3 議員提出議案第6号から議員提出議案第11号まで
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第52号から議案第56号まで及び請願・陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
- 日程第 2 請願・陳情
(決定)
- 日程第 3 議員提出議案第6号から議員提出議案第11号まで
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第 1 閉会中継続審査の件
- 追加日程第 2 議長辞職の件
- 追加日程第 3 選挙第1号
- 追加日程第 4 副議長辞職の件
- 追加日程第 5 選挙第2号
- 追加日程第 6 朝日町議会の常任委員会の委員選任の件
- 追加日程第 7 朝日町議会運営委員会の委員選任の件
- 追加日程第 8 朝日町議会の特別委員会の選任の件
- 追加日程第 9 選挙第3号

追加日程第 1 0 選挙第 4 号

追加日程第 1 1 議案第 5 7 号

(提案理由説明、採決)

追加日程第 1 2 議案第 5 8 号

(提案理由説明、採決)

出席議員 (1 0 人)

1 番	水 野 仁 士 君
2 番	長 崎 智 子 君
3 番	脇 四 計 夫 君
4 番	水 島 一 友 君
5 番	大 森 憲 平 君
6 番	梅 澤 益 美 君
7 番	中 陣 將 夫 君
8 番	廣 田 誼 君
9 番	稻 村 功 君
1 0 番	吉 江 守 熙 君

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

町	長	魚 津 龍 一 君
副 町	長	永 口 明 弘 君
教 育	長	永 口 義 時 君
総 務 部 課	長	竹 内 寿 実 君
民 生 部 課 兼 健 康 課	長	澤 田 雅 文 君
産 業 部	長	善 万 敏 雄 君
会 計 管 理 室	長	山 崎 秀 行 君

秘書政策室長	山崎富士夫君
財務課長	道用慎一君
産業課長	大井幸司君
建設課長	小川雅幸君
あさひ総合病院事務部長	大菅定吉君
消防本部総務課長	竹内忠志君
教育委員会事務局長	大村浩君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	数家善継
主査	水野真也

(午前10時00分)

開議の宣告

議長(吉江守熙君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(吉江守熙君) 本日の日程は、各常任委員会の委員長報告及び委員長報告に対する質疑、討論、表決、請願・陳情の決定並びに議員提出議案第6号 朝日町議会会議規則一部改正の件、議員提出議案第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書、議員提出議案第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書、議員提出議案第9号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書、議員提出議案第10号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書、議員提出議案第11号 教育予算の拡充を求める意見書についてであります。

認定第1号から認定第9号まで及び議案第52号
から議案第56号まで及び請願・陳情

委員長報告

議長（吉江守熙君） これより、認定第1号 平成19年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成19年度朝日町病院事業決算まで及び議案第52号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第2号）から議案第56号 不動産の取得に関する件までの14議案並びに請願・陳情に対する審査結果について、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業委員長、民生教育委員長の順で行います。

最初に、総務産業委員長、水野仁士君。

〔総務産業委員長 水野仁士君 登壇〕

総務産業委員長（水野仁士君） ただいま議長のご指名によりまして、総務産業常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、9月12日午前10時から開催し、カシノナガキクイムシ被害状況及びイノシシ被害状況の現地調査を行い、議会から付託されました

- * 認定第1号 平成19年度朝日町一般会計歳入歳出決算
- * 認定第4号 平成19年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第5号 平成19年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第6号 平成19年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第7号 平成19年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算
- * 議案第52号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第2号）
- * 議案第53号 公益法人等への朝日町職員の派遣等に関する条例一部改正の件
- * 議案第54号 朝日町特別職報酬等審議会条例及び朝日町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- * 議案第56号 不動産の取得に関する件

以上、5認定案件・4議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定・可決すべきものと決しました。

次に、請願及び陳情の審査結果を申し上げます。

前回から継続審査となっておりました陳情1件、「富山県の最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援を求める陳情」については、継続審査にすべきものと決しました。

また、今期定例会において、議会から付託された新規の請願3件のうち、「消費税の増税に反対する請願」につきましては、継続審査にすべきものと決し、「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願」及び「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願」につきましては、願意妥当と認め、採択にすべきものと決しました。

今期定例会において、議会から付託されました新規の陳情2件、「地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することの意見書採択を求める陳情書」及び「生産資材価格高騰に関する陳情」につきましては、願意妥当と認め、採択にすべきものと決しました。

以上ご報告申し上げまして、総務産業常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。
議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、民生教育委員長、水島一友君。

〔民生教育委員長 水島一友君 登壇〕

民生教育委員長（水島一友君） 議長のご指名によりまして、民生教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、9月11日は午前10時から開催し、12日は午前9時半から新保育所建設現場の現地調査を行い、議会から付託されました

- * 認定第1号 平成19年度朝日町一般会計歳入歳出決算
- * 認定第2号 平成19年度朝日町国民健康保険特別計歳入歳出決算
- * 認定第3号 平成19年度朝日町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第8号 平成19年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算
- * 認定第9号 平成19年度朝日町病院事業決算
- * 議案第52号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第2号）
- * 議案第55号 朝日町営墓地条例一部改正の件

以上、5認定案件・2議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定・可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

- 1、あさひ総合病院について、引き続き、医師・看護師の確保に努められたい。
- 2、五箇庄小学校のあり方について、地元関係者等と十分に話し合われたい。

次に、請願の審査結果を申し上げます。

前回から継続審査となっております請願2件のうち、「五箇庄小学校存続と早期改築の請

願書」については継続審査とすることに決し、「教育予算の拡充を求める意見書採択の請願書」については不採択とすることに決しました。

以上ご報告申し上げます、民生教育常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。
議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

質 疑

議長（吉江守熙君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

議長（吉江守熙君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように、交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

脇四計夫君。

〔 3 番 脇四計夫君 登壇 〕

3 番（脇四計夫君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、討論に参加いたします。

今議会に提出されております認定第 1 号、平成 19 年度決算に反対し、その他の認定議案については賛成をいたします。

本年 4 月から実施されております後期高齢者医療制度については、国民の 7 割以上が反対もしくは見直しを求めています。6 月議会でも指摘をいたしましたが、この制度が憲法違反の法律だからであります。

その理由の 1 つが、わずかな年金の中から生活費として使う前に天引きをする制度だからです。年金から介護保険料が天引きされ、またこの後期高齢者医療保険料が天引きされる。今後、年金から国民健康保険料も天引きをしようとする。そのようなことに連動している制度であります。

生活費を切り詰めて、天引きされた残りで生活をせよ。そのようなことは、健康で文化的な生活を営む権利とは相容れないものであります。さらに、75 歳の人、いずれは死を迎えるのだからと十分な医療が保障されず、法のもとの平等にも、人間の尊厳にも反するものであります。人の命を粗末にする法律は、法治国家と言えるでしょうか。このような法律をつくった政府・政党は、全く憲法感覚を持ち合わせていないと言えるのではないのでしょうか。

この後期高齢者医療制度導入の準備として、19 年度予算で 3,000 万円が計上され、支出されています。したがって、日本共産党は、この 19 年度決算には賛成することはできません。

最後に、要望をいたします。五箇庄小学校問題についてであります。

危険校舎であること、補強することはできない状況にあること、そのような環境の中で児童に勉強させることはできないこと、この 3 点については、当局も地元の皆さんも依存のないところだろうと思います。

地元の皆さんが要望している建てかえの資金がないわけではないことについても、当局は改築をしないことの理由としていません。それは、改築に補助金や起債の交付税措置があるからであります。当局が改築しないとして挙げている理由は、将来児童数が減少する。さみ

さと小学校に空き教室がある。教育問題懇話会の中で、2校でよいのではないかとの意見があることを根拠にしておられます。

しかし、その理由のどれもが児童を危険校舎で勉強させることを正当化することはできません。しかも、小学校の設置責任者は町長です。今議会で町長は、私の任期中は改築はしないと答弁されましたが、私は耳を疑いました。何らかの事故がない限り、あと2年間はこのまま放置されることになると思います。

日本共産党は、住民の要望は豪華な学校は要らないと言っています。町は謙虚に耳を傾け、一日も早く改築されることを要望して、私の討論といたします。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、賛成討論はございませんか。

水野仁士君。

〔1番 水野仁士君 登壇〕

1番（水野仁士君） 私は、去る9月5日から開催されました平成20年第4回朝日町議会定例会において町長から提案されました認定第1号 平成19年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成19年度朝日町病院事業決算までの9認定案件及び議案第52号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第2号）から議案第56号 不動産の取得に関する件までの14案件について賛成の立場で討論させていただき、賛同を願いたいものであります。

賛成いたしますのは、今期定例会に上程されました認定第1号 平成19年度朝日町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額70億1,105万4,692円で、歳入歳出差し引き6億2,253万5,709円で、うち翌年度へ繰り越す財源として明許繰越費9,732万7,000円であり、これを差し引いた実質収支5億2,520万8,709円を翌年度に繰り越す案件であります。

これは、昨年度に比べても1億5,201万3,021円も多く繰り越すものであり、大変厳しい状況の中で、町長は自主財源を初め特定財源の確保に努められるとともに、歳出については経常経費の削減に努力され、財政運営の効率化と健全化に細心の注意を払ったことによる決算であると思うのであります。

総務関係では、昨年6月に完成を見た南保地区多目的施設整備事業、都市住民との交流促進のための事業、自主防災組織の資材整備事業、民生関係では、今後の高齢化社会に対応するための受け皿となる後期高齢者医療制度電算システム改修事業、懸案となっていた新保育所建設のための工事費、子育て支援策、衛生関係では、不妊治療対策、健康増進対策、環境新エネ・省エネ対策、農林水産関係では、農地・水・環境保全事業、有害鳥獣対策、水と緑

の森づくり事業、土木関係では、住宅取得を支援する定住サポート事業の充実、教育関係費では、教育、生涯学習、スポーツ、文化各般の事業等、継続していかねばならない大小の事業、新たに取り組む事業、廃止する事業等、取捨選択しながら進められておられます。

また、7つの特別会計におきましても、それぞれの目的を達成するため財源を確保し、運営を行っておられます。さらに、病院事業会計では、全国的な医師・看護師不足の中、診療体制の変化を余儀なくされるなど、厳しい状況にあって、昨年を上回る経常収益となっております。今後とも、医療スタッフの確保とサービスの向上を図りながら、地域医療の確保に全力を尽くしていただきたいと思います。

以上の観点から、私は平成19年度の各会計歳入歳出決算について認定するとともに、問題はないものとするものであります。

次に、提案されております議案第52号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第2号）であります。主なものとして、来春の開所に向けた「いちご保育園」の交流事業、カシノナガキクイムシ古損木除去事業等であり、議案第53号、議案第54号は法律の改正に基づくもの、議案第55号、議案第56号においても住民の強い要望に基づくものであり、本補正予算、条例改正案は、それぞれ原案のとおり賛成するものであります。

なお、今後とも地方財政においては厳しい状況が続くことが予想されるわけではありますが、少子高齢化等の福祉政策、町の活性化に向けた取り組み、町のインフラ整備など課題は山積しておりますが、この朝日町のかじ取り役として、今後とも町民や我々議員の声も大いに参考にさせていただきながら、大胆さの中に細心の注意を払って、町政の発展のために邁進していただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ほかに討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

議案採決

議長（吉江守熙君） これより、上程されております

- * 認定第 1 号 平成19年度朝日町一般会計歳入歳出決算
- * 認定第 2 号 平成19年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 3 号 平成19年度朝日町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 4 号 平成19年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 5 号 平成19年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 6 号 平成19年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 7 号 平成19年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 8 号 平成19年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 9 号 平成19年度朝日町病院事業決算
- * 議案第52号 平成20年度朝日町一般会計補正予算（第 2 号）
- * 議案第53号 公益法人等への朝日町職員の派遣等に関する条例一部改正の件
- * 議案第54号 朝日町特別職報酬等審議会条例及び朝日町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- * 議案第55号 朝日町営墓地条例一部改正の件
- * 議案第56号 不動産の取得に関する件

以上、14議案を採決いたします。

先ほど討論において認定第 1 号に反対討論がありましたので、議案を分けて採決いたします。

最初に、反対のありました認定第 1 号について採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉江守熙君） 起立多数であります。

よって、認定第 1 号は原案のとおり認定されました。

次に、ただいま議決がありました議案以外のものについて採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 2 号から認定第 9 号まで、議案第52号から議案第56号までについて、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（吉江守熙君） 全員起立であります。

よって、認定第2号から認定第9号まで、議案第52号から議案第56号までについては、原案のとおり認定、可決されました。

請願・陳情の決定

議長（吉江守熙君） 次に、請願・陳情を議題といたします。

今期定例会において常任委員会に付託いたしました、請願3件「消費税の増税に反対する請願」「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願」「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願」及び陳情2件「地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することの意見書採択を求める陳情書」「生産資材価格高騰に関する陳情」、また前回から継続審査になっておりました請願2件・陳情1件に対する審査の結果は、お手元に配布してあります請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。

請願5件・陳情3件は、文書表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、請願5件・陳情3件は、文書表のとおり決定いたしました。

採択になった件につきましては、当局においてその実現に向け適切な措置を講じられるよう要望いたします。また、継続審査となった案件につきましては、その実態を調査するなど、継続して審査を進められるよう、所管の常任委員会に再付託いたします。

議員提出議案第6号から議員提出議案第11号まで

議長（吉江守熙君） 次に、議員提出議案第6号 朝日町議会会議規則一部改正の件、議員提出議案第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書、議員提出議案第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書、議員提出議案第9号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書、議員提出議案第10号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書、議員提出議案第11号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由説明

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第6号について提案理由の説明を求めます。

中陣將夫君。

〔7番 中陣將夫君 登壇〕

7番（中陣將夫君） 中陣であります。議員提出議案第6号 朝日町議会会議規則一部改正の件を提出いたします。

提出者は、私であります。賛成者は、水野仁士議員、水島一友議員であります。

提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成20年6月18日に公布され、去る9月1日に施行されましたので、これに伴い、朝日町議会会議規則の一部を改正いたしたく、朝日町議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

なお、改正内容は、お手元の資料にありますように、朝日町議会会議規則の第15章として、新たに「全員協議会」を設け、現行の第15章「議員の派遣」及び現行の第16章「補則」を、それぞれ第16章と第17章に繰り下げるものであります。

以上、提出いたします。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、議員提出議案第7号から議員提出議案第10号までの4議案について提案理由の説明を求めます。

水野仁士君。

〔1番 水野仁士君 登壇〕

1番（水野仁士君） 議長の指名を受けまして、議員提出議案第7号、第8号、第9号、第10号を、お手元の議案書の朗読をもって提案理由といたします。

4 議案とも、提出者、水野、賛成者、水島一友議員、長崎智子議員であります。

議員提出議案第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書。

提案理由。

トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上りして国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の「食糧サミット」が開催され、7月の「洞爺湖G8」でも環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうしたなか、国内においては、「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整を強化・拡大しながら、需要のないミニマムアクセス米を年間77万トンも輸入されています。

ミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにもなりかねません。

国際的に米や穀物の需要が逼迫し、また、WTO交渉も決裂するという状況であり、いま求められていることは、従来の枠組みにとらわれることのない危機的事態への対応です。

よって、政府に対し、ミニマムアクセス米の輸入を停止するよう強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

次に、議員提出議案第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書でございます。

提案理由。

燃料、肥料、飼料、ビニール類、ダンボールなどあらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営に直接のしかかる状況です。

国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとで、国内産の増産による食料自給率の向上が待たないとなつている今、このような事態を放置するならば、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府としての万全な対策が急務となっています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁民の要求から

すれば、不十分な面があるとはいえ、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。また、農家の苦境を緩和するための対策が急がれます。

よって、政府に対し、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補てんを含む対策の実施や、原油・穀物への投機の規制を早急に図られるよう強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

次に、議員提出議案第9号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書であります。

提案理由。

政府は、「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことの出来る社会の実現をめざし、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため」として2006年12月に地方分権改革推進法を成立させ、翌年4月に「地方分権改革推進委員会」を設置しました。

地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、5月28日に「第一次勧告」を公表し、国土交通省の業務に関わる課題では、直轄国道については「ひとつの都道府県内で完結」「バイパスの旧道」「県庁所在地など大都市間を結ぶ幹線道路以外」等に該当する路線の整備・管理権限、直轄河川については「ひとつの都道府県内53水系と府県境を僅かに超える12水系」の管理権限について、都道府県に移譲するよう勧告しました。しかし、その勧告の中では地方移譲の財源については具体的な方策を示していません。

2004年度から実行された「三位一体改革」では、財源を地方に移譲すると方針を示しながら、実際には地方では約6兆円もの財源不足に陥っています。このことから、現在の地方分権でも同様に財源が確保されないことを危惧しています。

よって、政府及び関係機関に対し、地域間格差を拡大することとなる地方移譲を行わず、国土交通省の地方出先機関である富山河川国道事務所及び黒部河川事務所の存続を強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、行政改革担当大臣、財務大臣、国土交通大臣、北陸地方整備局長であります。

議員提出議案第10号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書であります。

提案理由。

本年5月13日に「道路特定財源に関する基本方針」が閣議決定され、これまでの道路特定

財源を「一般財源化」することが政府の方針として示されました。

地方においては、道路整備はまだ不十分であり、依然、道路整備に対する多くの要望が住民から寄せられているのが現状であります。

当町においては、主要地方道入善朝日線及び朝日宇奈月線並びに黒部朝日公園線など、今後も道路整備を進めていくことが重要課題となっております。

こうした道路整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らして行くための道路整備や維持・補修に支障が生じないように、政府に対し、以下の事項について特段の配慮を行なうよう強く要望します。

- 1 道路特定財源の一般財源化については、極めて厳しい地方財政及び地方の道路整備の状況、地方では道路予算の約6割を一般財源と借金によって賄っている実態等を踏まえ、地方税財源を拡充すること。
- 2 地域間格差是正の観点から、大都市に比べ遅れている地方部の道路整備の需要に十分配慮すること。
- 3 地方が自主的に使える地方道路整備臨時交付金制度の仕組みは、今後も維持し、更なる拡充を図ること。
- 4 道路整備にあたり必要となる地方負担の軽減平等化を図るための地方道路整備臨時貸付金を継続すること。

以上、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、議員提出議案第11号について提案理由の説明を求めます。

水島一友君。

〔4番 水島一友君 登壇〕

4番（水島一友君） 4番、水島であります。議員提出議案第11号 教育予算の拡充を求める意見書について、お手元に配付してあります提案理由を読み上げて、説明にかえさせていただきます。

なお、提出者は私、水島であり、賛成者は水野仁士議員、梅澤益美議員であります。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に縮減されたことや、

地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において十分な教育予算を確保することは困難となり、教育諸条件の自治体格差が広がってきています。また、「子どもと向き合う時間を確保」し、文部科学省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態を改善することが、喫緊の課題となっています。

一方、就学援助受給者の増大など、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いで、「教育水準」に格差があってはなりません。

よって政府に対し、教育予算をしっかりと確保・充実されるよう強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしく願いいたします。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

質 疑

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第6号から議員提出議案第11号までの6議案に対する質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第6号から議員提出議案第11号までの6議案に対する討論を行います。

順次発言を許します。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

採 決

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第6号から議員提出議案第11号までの6議案

について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第6号から議員提出議案第11号までの6議案について、これを一括採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号から議員提出議案第11号までの6議案について、これを一括採決することに決定しました。

お諮りいたします。

議員提出議案第6号から議員提出議案第11号までの6議案について、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号から議員提出議案第11号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（吉江守熙君） 次に、議会運営委員会、総務産業委員会、民生教育委員会から、朝日町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付した閉会中の継続審査事件の申し出一覧表のとおり申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

閉会中継続審査の件

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 10時47分）

〔休憩中〕

（午後 1時40分）

副議長（大森憲平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

副議長（大森憲平君） 議長・吉江守熙君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（大森憲平君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件

副議長（大森憲平君） 議長辞職の件を議題といたします。

吉江守熙君の退席を求めます。

〔 10番 吉江守熙君 退席 〕

副議長（大森憲平君） お諮りいたします。

吉江守熙君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（大森憲平君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件は、これを許可することに決定いたしました。

〔 10番 吉江守熙君 復席 〕

日程の追加

副議長（大森憲平君） この際、選挙第1号 朝日町議会議長選挙の件を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（大森憲平君） 異議なしと認めます。

よって、選挙第1号 朝日町議会議長選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 1時41分）

〔休憩中〕

（午後 1時42分）

副議長（大森憲平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第1号

副議長（大森憲平君） これより、朝日町議会議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（大森憲平君） ただいまの出席議員数は10名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（大森憲平君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（大森憲平君） 配付漏れはなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入した上、点呼に応じて順次投票してください。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

副議長（大森憲平君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員点呼・各議員投票〕

副議長（大森憲平君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（大森憲平君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

朝日町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人の指名を行います。

1番 水野仁士君、2番 長崎智子君。

2人で立会いを行ってください。

〔開 票〕

副議長（大森憲平君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 10票

そのうち、

有効投票 10票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち、

中陣將夫君 4票

吉江守熙君 3票

大森憲平 3票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、選挙の結果、中陣將夫君が当選人となりました。

ただいま議長に当選されました中陣將夫君が議場におられますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

副議長（大森憲平君） この際、暫時休憩いたします。

(午後 1時52分)

〔休憩中に、吉江守熙前議長が退任のあいさつ、続いて中陣將夫新議長が就任のあいさつ
を行い、議長席を中陣將夫新議長と交代〕

(午後 2時45分)

議長(中陣將夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（中陣將夫君） 副議長の大森憲平君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件

議長（中陣將夫君） 副議長辞職の件を議題といたします。

大森憲平君の退席を求めます。

〔5番 大森憲平君 退席〕

議長（中陣將夫君） お諮りします。

大森憲平君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、大森憲平君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔5番 大森憲平君 復席〕

日程の追加

議長（中陣將夫君） この際、選挙第2号 朝日町議会副議長選挙の件を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第2号 朝日町議会副議長選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第2号

議長（中陣將夫君） これより、朝日町議会副議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（中陣將夫君） ただいまの出席議員数は10人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（中陣將夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票していただきます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（中陣將夫君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員点呼・各議員投票〕

議長（中陣將夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

朝日町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人の指名をいたします。

3番 脇四計夫君、4番 水島一友君。

それでは、両名の立会いで行います。

〔開 票〕

議長（中陣將夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

そのうち、

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち、

水島一友君 6票

稲村 功君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、選挙の結果、水島一友君が当選人となりました。

ただいま副議長に当選されました水島一友君が議場におられますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（中陣將夫君） この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時55分）

〔休憩中に、大森憲平前副議長が退任のあいさつ、続いて水島一友新副議長が就任のあいさつを行う〕

（午後 5時45分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

都合により、あらかじめ本日の会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、都合により、延長することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 5時46分）

〔休憩中〕

（午後 6時45分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

朝日町議会の常任委員会の委員選任の件

議長（中陣將夫君） 朝日町議会の常任委員会の委員選任の件であります。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、朝日町議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長から各常任委員を指名いたします。

総務産業委員、水野仁士君、稲村功君、廣田誼君、梅澤益美君、中陣將夫。

民生教育委員、大森憲平君、脇四計夫君、長崎智子君、水島一友君、吉江守熙君。

以上のとおりであります。

ただいま議長から指名いたしました諸君を各常任委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

常任委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、それぞれ委員会において互選することになっております。

ただいまから、各委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 6時47分）

〔休憩中に各常任委員会を開催〕

（午後 6時48分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、互選の結果、総務産業委員長に水野仁士君、副委員長に稲村功君、民生教育委員長に大森憲平君、副委員長に脇四計夫君が互選されましたので、ご報告いたします。

朝日町議会運営委員会の委員選任の件

議長（中陣將夫君） 次に、朝日町議会運営委員会の委員選任の件であります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、朝日町議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長から議会運営委員を指名いたします。

議会運営委員、吉江守熙君、稲村功君、水島一友君、長崎智子君。

以上のとおりであります。

ただいま議長から指名いたしました諸君を議会運営委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。

ただいまから、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 6時49分）

〔休憩中に議会運営委員会を開催〕

（午後 6時50分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、互選の結果、委員長に吉江守熙君、副委員長に稲村功君が互選されましたので、ご報告いたします。

朝日町議会の特別委員会の選任の件

議長（中陣將夫君） 次に、朝日町議会の特別委員会の選任の件であります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 6時51分）

〔休憩中に特別委員会を開催〕

（午後 6時52分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会が開催され、特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われました。

互選の結果、日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会委員長に中陣將夫、副委員長に水島一友君が互選されましたので、ご報告いたします。

日程の追加

議長（中陣將夫君） 次に、朝日町選出の新川広域圏事務組合議会議員の吉江守熙君、廣田誼君の2名が、本日、9月17日付をもって辞職されました。

新川広域圏事務組合管理者から組合議会議員の選挙を求められております。

選挙第3号 新川広域圏事務組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題といたすことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第3号 新川広域圏事務組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第3号

議長（中陣將夫君） これより、新川広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

朝日町から選出する新川広域圏事務組合議会議員は2名であります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することを決定いたしました。

新川広域圏事務組合議会議員に梅澤益美君、中陣將夫を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました梅澤益美君、中陣將夫を新川広域圏事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました梅澤益美君、中陣將夫が新川広域圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま新川広域圏事務組合議会議員に当選いたしました梅澤益美君、中陣將夫が議場におりますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程の追加

議長（中陣將夫君） 次に、朝日町選出の新川地域介護保険組合議会議員の梅澤益美君が、本日、9月17日付をもって辞職されました。

新川地域介護保険組合から組合議会議員の選挙を求められているものであります。

選挙第4号 新川地域介護保険組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第4号 新川地域介護保険組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第4号

議長（中陣將夫君） これより、新川地域介護保険組合議会議員の選挙を行います。

朝日町から選出する新川地域介護保険組合議会議員は1名であります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することを決定いたしました。

新川地域介護保険組合議会議員に中陣將夫を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました中陣將夫を新川地域介護保険組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中陣將夫が新川地域介護保険組合議会議員に当選いたしました。

ただいま新川地域介護保険組合議会議員に当選いたしました中陣將夫が議場におりますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程の追加

議長（中陣將夫君） ただいま、町長から、議案第57号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第57号

議長（中陣將夫君） 議案第57号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件を議題といたします。

提案理由説明

議長（中陣將夫君） 議案第57号について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 議案第57号は、朝日町監査委員を選任するため同意を求める件であります。

これは朝日町監査委員のうち、町議会議員から選任しておりました水島一友委員の退職に伴い、その後任の委員を選任するため同意を求める案件であります。

議長（中陣將夫君） この際、暫時休憩いたします。

（午後 6時56分）

〔休憩中に、町長（魚津龍一君）が議案第57号について細部説明を行う〕

（午後 6時57分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件について、町長から氏名を発表していただきます。

町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 朝日町監査委員に、住所 朝日町南保5206番地、氏名 大森憲平、生年月日 昭和17年10月28日生まれを選任いたしたく、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

ただいま大森憲平君が議場におられますので、地方自治法第117条の規定によって、大森憲平君の退席を求めます。

〔大森憲平君退席〕

議長（中陣將夫君） 議案第57号については、議案の性質上、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、質疑、討論を省略することに決しました。

採 決

議長（中陣將夫君） お諮りいたします。

議案第57号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件は、原案のとおりこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔大森憲平君復席〕

この際、暫時休憩いたします。

（午後 6時59分）

〔休憩中〕

（午後 7時00分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（中陣將夫君） お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第58号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件が提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） 異議なしと認めます。

議案第58号

議長（中陣將夫君） 議案第58号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件を議題といたします。

提案理由説明

議長（中陣將夫君） 議案第58号について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 議案第58号は、朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件であります。

これは、教育委員会の吉江貞夫委員が10月23日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を任命するため同意を求める案件であります。

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 7時02分）

〔休憩中に、町長（魚津龍一君）が議案第58号について細部説明を行う〕

（午後 7時03分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件について、その候補者の氏名を発表していただきます。

町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 朝日町教育委員会の委員に、住所 朝日町月山1069番地2、氏名 永井嘉隆、生年月日 昭和22年2月5日生まれを任命いたしたく、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

本案件については、議案の性質上、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

採 決

議長（中陣將夫君） お諮りいたします。

議案第58号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、これに同意することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました諸案件の審査はすべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（中陣將夫君） 次に、町長からあいさつがあります。

町長。

町長（魚津龍一君） 去る9月5日から第4回朝日町議会定例会が開催されまして、議員各位には慎重にご審議を賜りまして、本日、上程いたしておりました議案すべて可決をいただきまして、ありがとうございました。

ただ、国の方針に逆らう地方自治体は、まず99.9%はいないというふうに思っておりますが、今後とも議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

本日は朝日町議会議員の組織議会が開催されまして、新しく中陣議長さん以下それぞれの議員の役割が決まったのでありますので、今後とも切磋琢磨をしながら、朝日町町民のために渾身の努力を重ねてまいりたいと、かように考えております。

終わりになりますが、議員各位のご健勝とご多幸を心から念じて、御礼のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（中陣將夫君） 以上をもちまして、平成20年第4回朝日町議会定例会における審査はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、長期間にわたり、終始熱心に諸案件の審議に当たられ、かつ議会運営に格段のご協力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

また、当局におかれましては、誠意をもって答弁に当たられ、ありがとうございました。

これをもって、平成20年第4回朝日町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでした。

（午後 7時07分）